

令和2年南部町農地賃借料等情報

農地法が改正（平成21年12月25日施行）され標準小作料制度が廃止されました。農地の賃借料につきましては、参考として、地域の情報を提供することになりました。

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は以下のとおりとなっております。

この情報は、令和2年の南部町賃借料情報をまとめたものです。具体的な賃借料は農地の状況により貸し手、借り手の双方で話し合って決めて下さい。

農地の区分		データ数 (筆)	最高額 (10a/円)	最低額 (10a/円)	平均額 (10a/円)	備考
田の部	基盤整備地域	西伯地区	31	10,000	3,000	6,497
		会見地区	16	10,000	3,000	5,063
		南部町全体	47	10,000	3,000	6,009
	未整備地域	西伯地区	0	0	0	0
		会見地区	0	0	0	0
		南部町全体	0	0	0	0
全 地 域		47	10,000	3,000	6,009	
畑の部 (普通畑)	基盤整備地域	西伯地区	2	7,000	4,000	5,500
		会見地区	0	0	0	0
		南部町全体	2	7,000	4,000	5,500
	未整備地域	西伯地区	0	0	0	0
		会見地区	0	0	0	0
		南部町全体	0	0	0	0
	全 地 域		2	7,000	4,000	5,500
果樹	全 地 域	5	20,000	5,525	12,819	(果樹の部) 賃貸借 5 筆 無償 1 筆 計 6 筆

お問い合わせ ■ 南部町農業委員会 TEL64-3792 ■

* データ数は、集計に用いた筆数です。物納はこのデータには含まれません。

* 金額は、算出結果を四捨五入し円単位としています。

* 平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

* 田・畑の区分は現況地目によります。